



SESERAGI—MISHIMA ROTARY CLUB WEEKLY REPORT

クラブ
週報

2019～2020年度 RI会長 マーク・ダニエル・マローニー
RIテーマ ローターは世界をつなぐ

クラブテーマ「私たちは風土を大切に守り発展を続けていきます」

会長 山田定男

副会長 加藤正幸 幹事 石井和郎

第1436回例会 2019.12.13(金)曇

司会:田村康晃君 指揮:藤川智徳君
ローターソング「我等の生業」

事務所 三島市中央町4-9 小野住環中央町ビル2F
TEL.055-976-6351 FAX.055-976-6352

<http://www.seseragi-mishima-rc.gr.jp>

せせらぎ三島ロータークラブ

検索

例会場 呉竹

TEL.055-975-3210
毎週金曜日 第1・第3 夜間例会

会長挨拶

会長 山田定男君

師走も半ばとなりました。お忙しい中、貴重な時間を当クラブの活動に使っていただきありがとうございます。

RCの事業が続きます。又、事業の内容・計画等、情報委員会のスタッフさんがITによる広報を行ってくださることになっており、多面的に活動が活性化させる事間違いないと考えております。サッカーの件、クリスマス例会、4クラブ合同新年会、IM例会等動画でUP出来たらよいなど。皆様よろしくお願い致します。

出 | 席 | 報 | 告 |

	出席総数	出席率	メイクアップ	修正出席率
前々回	23/33	69.70%	25/33	75.76%
今回	25/34	73.53%	会員総数	34名

欠席者 あなたが見えなくて残念でした。

伊丹君、大村君、篠木君、杉山(順)君、鈴木(俊)君、鈴木(真)君、中村君、中本君、渡邊君

(*出席免除会員の欠席者 なし)

おめでとう

入会記念日 12月27日 矢岸貞夫君



今日の料理



幹事報告

幹事 石井和郎君

①首里城火災に対する支援という事で募金をすることになりましたので皆様のご協力をお願いします。

②未来委員会(仮称)が障害者サッカー大会支援等、活動を始めております。予算に付きまして、今年度は本会計より拠出でまかなう事になりました。新年度は予算委員会名を含め計画中です。

③静岡第1グループIMが令和2年2月4日、伊東ローター主催で、川奈ホテルにて開催されます。出欠の程、宜しくお願いします。

卓話

中山和雄君

今日は、今日は私の職業に関してのお話をさせていただきます。

皆さんのお仕事もそれぞれの関係した法律に沿って日常の業務をなさっている事と思いますが、私の職業は不動産登記法の第27条から第58条までに掲げられています不動産の表示に関する登記の代理業務を請け負う土地家屋調査士です。

土地家屋調査士法第3条には『業務として他人の依頼を請けて、不動産の表示に関する登記手続きについて必要な土地又は家屋に関する調査又は測量を業とする。』とあり、私の職業はまずは法務大臣が年1回行う土地家屋調査士試験に合格しなければ業として行うことが出来ません。

私は昭和47年に東京でその資格を取得しました。そして29才の時に静岡県土地家屋調査士会に入会、三島で開業し早や44年が経ちました。

日常の業務は建物が新築された場合の建物表題登記や土地の一部を転売するような時に行う土地分筆登記等です。

建物の表示に関する登記ではほとんど争いなどの問題は起きませんが、土地の表示に関する登記業務では測量に入りますと土地境界の立会確認が困難になる事が近年多々発生致します。

平成17年度までは筆界確認訴訟や所有権界確認訴訟等を弁護士に依頼し裁判で解決をしていましたが、とにかく時間と経費が掛かり過ぎて、土地の権利移動にも多々支障が出ていました。

土地の境界には公法上の筆界、つまり筆界とは表題登記がある1筆の土地と隣接する他の土地との区画線で法務局で管理されている不動産登記法上の境界と、私法上の所有権界、例えばお互いの土地の境界が入り組んで形状が悪かった為に形状をお互いの了解の基に真っすぐにしてブロック塀を築造したが登記法上の処理がなされていない土地所有権境界、これは本来ならばお互いに入り込んだ部分の分筆登記を行い所有権の交換登記をしなければ筆界にはなりません。また隣接する土地所有者が無断で隣の土地に入り込み自分の土地として占有している占有権界があり、この様に土地の境界が混同されているのが争いの大きな原因と思われます。しかし平成17年の法改正で筆界特定制度が設けられ公法上の筆界については裁判所ではなく、筆界の認定に必要な資料を保有する行政(法務局の筆界登記官が外部専門家の土地家屋調査士を筆界調査委員に選出し)に筆界調査員の調査、意見を踏まえて筆界を特定できる権限が与えられました。

また私法上の所有権界についても、裁判所ではなく裁判外紛争解決手続きを民間の専門職士である土地家屋調査士の中で法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者(認定土地家屋調査士・静岡会の調査士600人中230人)で静岡境界紛争解決センターの調停委員に委嘱された(230人中17名)ADR認定調査士2名と弁護士1名で調停を行うようになりました。

私も平成21年静岡境界紛争解決センターの立ち上げ当時から調停委員をお受けいたしております。

ただ筆界特定制度にしても、またADR境界紛争解決センターにおいても筆界や境界の確定の権限まではありませんので土地の境界の争いをなくすにはまだまだ時間が必要かと思われまます。

最近になってやっと国会が動き土地所有者不明土地が取り上げられるようになり、ようやく各法務局や地方法務局の登記官が所有者不明土地の調査等の探索を行うことが出来るようになりまして、私も静岡地方法務局沼津支局に配属される3人の調査員の一人に任命されました。任期は2年です。

以上、筆界特定制度・ADR認定土地家屋調査士・所有者不明土地探索委員などにつきお話をさせていただきました。また土地家屋調査士は個人事業者で国交省や県等の業務委託契約が出来ない為、昭和61年に静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を設立し、平成23年10月3日に公益社団法人へと移行されています。業務は年間委託契約や個別の入札による落札契約です。

我々公嘱協会は、土地家屋調査士の専門的能力を結集し、官公署が行う不動産の表示に関する調査・測量、登記手続きの円滑な実施に質し、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与し、安心安全な街づくりを期待する国民と迅速な公共事業を遂行したい官公署との懸け橋となるよう業務に励んでいます。

現在公職協会は静岡県土地家屋調査士会の会員約600人の約半数が社員となっており前年度は約8億円を売り上げる公益社団法人へと成長し、私も幹事として協会を支えるべく責任重大です。

最後に先日裁判員制度の裁判員候補者名簿に記載されたことのお知らせが来ました。この制度が出来まして早10年は経つと思いますが、最高裁判所からの封書でしたので何事かと見ましたら裁判員制度とありました。自分の頭の中では忘れかけていた制度でしたので少しびっくりしました。

裁判員候補者の選出は20歳以上の選挙権のある方の中からくじで選出され裁判員候補者名簿に登録されその中から一事件6人の裁判員がまたくじで選出され3人の裁判官と計9名で一つの事件を審理していくそうです。

選出の確率は0,001%と聞きこれにあやかろうと早速宝くじを買い求めました。



スマイルボックス

山本良一君:年度前半も次週で終了です。山田会長・石井幹事お疲れ様でした。

矢岸貞夫君:12月15日から年末交通安全県民運動が実施されますので安全運転を心掛けてください。仕事の為早退します。

加藤正幸君:先週年次総会欠席すみませんでした。山田会長代行ありがとうございました。次年度理事予定者よろしく願いいたします。

山口雅弘君:本日仕事の為早退させていただきます。